

(答弁書第九十三号) 昭和二十二年十月二十七日配付

内閣参甲第一〇四号

昭和二十二年十月二十四日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員本楡三四郎君提出小作料金指定價格不公平に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員木曾三四郎君提出小作料金指定價格不公平に關する質問に對する答弁書

問題として提出せられた農林大臣の指定する價格とは、農地改革の一環として行われた小作料金納化のため、從來の物納小作料を定額金納小作料に轉換する際の換算の必要から定められたものであつて、一回限りしか使用されぬ性質のものであつて、小作料が金納に轉化した後においては一反歩何円という定額金納小作料が残つていただけである。これは金納小作料の當然の性質であつて、現物を基礎として年々の時價で換算するという所謂代金納と根本的に異なる点である。即ち金納小作料は、もう米價や他の生産物價格の変動によつて左右されないものであり、これが金納小作料の特徴である。これによつて初めて小作農は完全に獨立した企業者となることができる。

地主の方々が物價の騰貴によつて生活に困難を來されることがあるとしても、これは現在のインフレの時期において定額收入によつて生活するもののすべてが当面している問題であり、即ち農地改革とは自ら別のものである。

質問主旨の如く、米價その他の物價に伴つて金納小作料を引き上げるとは、實質的には代金納制に逆戻りすることであり、農地改革の一環として行われた小作料金納化の意味を失わせ、引いては農地解放自体にも支障を來すものである。したがつて、農地改革を完遂する責任を負う政府として、御質問の二点についての改正の意思は全くもつていない。